職員の給与に関する条例及び白岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の概要

１　改正の理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、職員の給料表及び諸手当の支給割合の改定等を行うため、職員の給与に関する条例等の一部を改正するものである。

２　改正の概要

⑴　第１条関係（一般職の給料月額、期末手当及び勤勉手当）

ア　給料月額の改定

・国の引上げに準じた給料表への改定

・令和８年４月から改正条例施行までの較差相当分は差額分として遡及支給

イ　令和８年１２月期の期末手当の支給割合の改定

・定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

「１００分の１２６．２５」→「１００分の１２８．７５」（＋0.025月）

・定年前再任用短時間勤務職員

「１００分の７１．２５」→「１００分の７３．７５」　　（＋0.025月）

ウ　令和８年１２月期の勤勉手当の支給割合の改定

・定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

「１００分の１０６．２５」→「１００分の１０８．７５」（＋0.025月）

・定年前再任用短時間勤務職員

「１００分の５１．２５」　→「１００分の５３．７５」　（＋0.025月）

⑵　第２条関係（一般職の期末手当及び勤勉手当）　＊令和９年４月１日以降

ア　期末手当の支給割合の改定

・定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

「１００分の１２８．７５」→「１００分の１２７．５」

・定年前再任用短時間勤務職員

「１００分の７３．７５」→「１００分の７２．５」

イ　勤勉手当の支給割合の改定

・定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

「１００分の１０８．７５」→「１００分の１０７．５」

・定年前再任用短時間勤務職員

「１００分の５３．７５」→「１００分の５２．５」

⑶　第３条関係（特定任期付職員の給料月額）

給料月額の改定

・国の引上げに準じた給料表への改定

３　施行期日等

第１条　令和９年１月１日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

第２条　令和９年４月１日から施行する。

第３条　令和９年１月１日から施行する。

≪参考≫

期末・勤勉手当の支給割合の改定

	６月期		１２月期		合計	
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
令和８年度（改正前）	1.2625 (0.7125)	1.0625 (0.5125)	1.2625 (0.7125)	1.0625 (0.5125)	2.525 (1.425)	2.125 (1.025)
令和８年度（改正後）	1.2625 (0.7125)	1.0625 (0.5125)	**1.2875** **(0.7375)**	**1.0875** **(0.5375)**	**2.55** **(1.45)**	**2.15** **(1.05)**
令和９年度以降	**1.275** **(0.725)**	**1.075** **(0.525)**	**1.275** **(0.725)**	**1.075** **(0.525)**	**2.55** **(1.45)**	**2.15** **(1.05)**

※支給割合の下段（括弧書き）は、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合である。

支給割合の表記について、条例では分数であるが、上記の表では小数としている。